

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いについて

豊後大野市が競争入札に付する建設工事の最低制限価格（設計金額が1億円未満の場合に適用）及び低入札価格調査基準価格（設計金額が1億円以上の場合に適用）について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

令和元年10月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格（低入札価格調査基準価格）を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.10}{\text{設計金額}}$$

(注1) 「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費等×55%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

(解体工事に関しては、7.5/10とする。)

(2) 最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定

●最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定式

$$\text{設計金額} \times \text{制限割合}$$

(注4) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3. その他

令和元年9月30日以前に公告又は指名通知を行った工事については、従前の取扱いによる。

低入札価格調査における失格基準の取扱いについて

豊後大野市が競争入札に付する建設工事の低入札価格調査基準価格（設計金額が1億円以上の場合に適用）未満の入札に係る失格基準について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

平成29年5月2日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

●低入札価格調査における失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 70\%) \times 1.10$$

(注1) 「直接工事費×87%の額」、「その他経費×70%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2) その他経費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

(注3) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。